

地域における日本型食生活等の普及促進（継続）

【消費・安全対策交付金 2,264（3,023）百万円の内数】

対策のポイント

「日本型食生活」の実践を推進するため、地域における食育活動に対する支援を行います。

<背景/課題>

- ・栄養バランスの偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加など食生活が乱れています。
- ・食べ物の生産や流通の過程が消費者から見えにくくなっている現在、地域における食育活動を通じた地元の農産物や食文化を伝えることにより、日常の「食生活」について考え、改善する機会を提供することが重要です。

（日本型食生活とは）

日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活です。

政策目標

日本型食生活の実践に取り組む割合の向上（27年度までに27%）

<内容>

1. 事業内容

地域の実情に応じた食育活動に対して以下の支援を行います。

【支援の対象となる活動の例】

- ・「日本型食生活」の普及・実践等をテーマにした食育総合展示等の開催
- ・地域における食育ボランティアの活動をコーディネートする食育推進リーダーの育成及び活動支援
- ・地域で食育に取り組む団体のネットワークの整備、活動事例の収集、情報提供

2. 事業実施主体 都道府県、市町村、民間団体等

3. 交付率 定額（1/2以内）

4. 事業実施期間 平成18年度～26年度

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723（直））]